

平成29年度国有財産監査の結果について

(中国財務局)

国有財産の監査

監査

財務大臣は、国有財産法第10条第1項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について、実地監査を実施しています。

平成29年度における監査結果

- 国有財産の有効活用の促進などに主眼を置き、「一定の地域又は官署を特定した庁舎等」や「研修施設」といった公用財産の監査を実施しました。
- 中国財務局において、15件の実地監査を実施し、そのうち8件(53.3%)について問題点を指摘しました。

平成29年度監査結果一覧表

※一覧表「指摘類型」欄の凡例

指摘内容	類 型	記号
庁舎等の有効活用	庁舎等に余剰が生じている等のため、有効活用を求めたもの	A
庁舎等の借受解消	借受庁舎等に余剰が生じている等のため、借受解消を求めたもの	B

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	B	内閣府	中国管区警察局総務 監察・広域調整部	一般	—	広島県情報通信部	広島県広島市中区基町9番42号	検討	広島県情報通信部は、借受倉庫の一部及び借受駐車場（3台）を、余剰が生じている広島合同庁舎へ移転し、借受解消を図る必要がある。
2	B	厚生労働省	広島労働局	労働保険	雇用 労災	広島労働局職業安定部	広島県広島市中区八丁堀5-7	検討	広島労働局職業安定部は、借受駐車場（2台）を、余剰が生じている広島合同庁舎へ移転し、借受解消を図る必要がある。
3	B	厚生労働省	広島労働局	労働保険	雇用	広島公共職業安定所及び広島 東公共職業安定所保管庫	広島県広島市中区八丁堀5-7	検討	借受書庫である広島公共職業安定所及び広島東公共職業安定所保管庫は、余剰が生じている広島合同庁舎へ移転し、借受解消を図る必要がある。
4	B	厚生労働省	広島労働局	労働保険	雇用	広島公共職業安定所	広島県広島市中区上八丁堀8-2外	検討	広島公共職業安定所は、借受駐車場（2台）を、余剰が生じている広島合同庁舎へ移転し、借受解消を図る必要がある。

2. 研修施設の使用実態

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
1	A	法務省	広島矯正管区	一般	—	矯正研修所広島支所研修寮	広島県広島市中区吉島西2-735-6	検討	矯正研修所広島支所研修寮は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
2	A	法務省	広島高等検察庁	一般	—	広島法務総合庁舎 (法務総合研究所広島支所)	広島県広島市中区上八丁堀2-2	検討	広島法務総合庁舎(法務総合研究所広島支所)は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
3	A	財務省	税務大学校	一般	—	税務大学校広島研修所	広島県広島市南区霞1丁目16-11	検討	税務大学校広島研修所は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
4	A	最高裁判所	広島高等裁判所	一般	—	裁判所職員総合研修所広島分 室庁舎	広島県広島市中区上八丁堀2番3	検討	裁判所職員総合研修所広島分室庁舎は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。

中国財務局における平成23～28年度の指摘事案のフォローアップ結果

実地監査に基づき指摘した事案について、毎年度、進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対して処理の促進を図るため、フォローアップを行っています。

各年度の是正状況は下表のとおりで、全体では、指摘116件のうち、是正・改善が図られた事案は71件（61.2%）となっています。

今後も、引続き是正・改善の促進のためのフォローアップを実施していきます。

（単位：件）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
各年度指摘件数	23	12	34	17	20	10	116
是正済件数	23	7	24	8	7	2	71
是正未済件数	0	5	10	9	13	8	45